主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人園田寛の上告趣意は、原審で主張判断なく且つ単なる法令違反の主張であって、適法な上告理由に当らない。のみならず所論の点につき職権をもって調査しても、第一審の認定した「……酒精分一度の焼酎原料醪……を製造したもの」である以上、所論蒸餾機を没収し得ることは酒税法六〇条四項(本件当時に適用ある同法同条同項)の規定に合致するものと解するを相当とする。また所論「等」の判示は、本件没収物件の複数であることの意味であって、掲記以外の物件を没収する趣旨でないことは勿論である。所論はすべて採ることができない。

なお記録を調べても本件につき刑訴四――条を適用すべき事由を認められない。 よつて同四―四条、三八六条―項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三〇年一二月二一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克